

平成 20 年 8 月 8 日

電気製品認証協議会(SCEA)

平成 20 年 度 活 動 計 画

㊦マーク制度は、安全な電気製品の供給を要望するマーケットのニーズに応えるため、事業者の安全確保の支援を目指した民間の第三者認証制度として平成 6 年 12 月に発足して以来、14 年が経過した。その間、当協議会の関係者の弛まぬ努力により、平成 19 年度調査では約 73.5%の電気製品に㊦マークが表示され、また、消費者の㊦マーク認知度も高まり、消費者が電気製品を購入する選定理由として㊦マークの認証製品が重要な要素になりつつある。

近年、各種製品における事故の多発があり消費生活用製品安全法の施行後 1 年が経過し製品事故情報の報告・公表が頻繁に行われ始め、制度の定着が見られてきたところである。

このような状況下、製品安全を事業活動や消費生活における重要な価値とする「製品安全文化」の定着を図り、製品安全が持続的に確保されるような安全・安心な社会の構築が望まれることから、引き続き㊦マーク制度の公正な運営及び普及等について認証機関に対して提言を行い、我が国の電気製品等の安全性の向上に貢献するとともに、次の 5 項目を掲げて㊦マーク制度の普及・啓発に取組み、より一層の認知度向上を目指すこととする。

1 . SCEA メンバーの拡充

㊦マーク制度によるメリット、即ち市場有効性をよく認識し、㊦マーク制度の活用を積極的に図ることが㊦マーク制度の普及・発展に寄与することから、現状の店頭販売、通信販売、訪問販売、ネット販売等の販路の多様化に鑑み、関係業界への積極的な㊦マーク制度の周知を図り、製品安全に対する事業活動の一環として SCEA への参加を多方面に働きかけることとする。

2 . ㊦マークの店頭普及実態調査及び各種広報活動の実施

引き続き㊦マークの店頭普及実態調査を実施し、また、販売店での来客を対象とした㊦マーク認知度アンケート調査を実施し、㊦マーク制度の効果的な周知を図るとともに、リーフレット、ポスター、ウェブサイト等のツールを用い、広範な㊦マーク制度の認知度向上に努めることとする。

3 . 国際情勢の把握と対応

我が国が加盟している IECCE (IEC 電気機器安全規格適合性試験制度) の活動状況等を把握し、情勢変化に対応した Sマーク制度の運営に努めることとする。

4 . 行政への Sマーク制度活用の要望

製品事故等に対応して SCEA にて検討された試験基準を電気用品安全法 (電安法) の改正に当たり、電安法の補完的役割を担う Sマーク制度を十分に考慮した改正内容としていただくよう、経済産業省に対して積極的に要望することとする。

5 . 「 Sマーク制度検討委員会」の報告に基づく認証機関への提言

SCEA に関する学識経験者、消費者団体、業界団体及び認証機関 (事務局兼務) で構成される「 Sマーク制度検討委員会」において、検討された“市場の事故情報に基づく認証の対応方法等”についての報告を受けて、SCEA としてはその内容に沿い、 Sマーク制度の公正な運営及び普及等の観点から、認証機関に対して具体的提言等を行うこととする。

以 上

平成20年5月23日

電気製品認証協議会(SCEA)
平成20年度 広報専門部会 活動計画

基本方針：Sマークの積極的広報推進

SCEA広報専門部会で平成9年から実施している店頭普及実態調査の昨年度調査結果では73%を超える電気製品がSマーク付きとなってきた。また、昨年度のイトーヨーカドー店頭調査ではSマーク認知度が14.7%となり、消費者の製品安全への関心が高まっていることは感じられるが、電気製品を購入する際の安全マークを選定の目安にするなどの意識を持っている人は少なかった。

平成19年度には、電気製品をはじめとする数々のリコール、社告など多く見られ消費者を含めて「電気製品の安全についての関心」が高まってきている。このような状況のもと、第三者認証制度を確実に定着させるためには“消費者から安全の証であるSマークを求める状況”をつくりだすことがSマークの普及・促進を加速させることとなる。

平成20年度は、Sマーク付き電気製品の安全性をより多くの消費者に認識して頂くと共に、流通・販売事業者、輸入関係者及び製品製造事業者にも、Sマークの価値をより一層ご理解頂くことが肝要と考え、次の広報活動を行い、Sマークの普及・促進及び定着化を図ることとする。

1. Sマーク認証制度のPR活動

- (1) Sマーク広報用リーフレット及びポスター等を有効活用し、行政機関、消費者団体、流通事業者団体、マスコミ等に積極的に働きかけSマーク認証制度の効果的なPRに努める。
- (2) SCEAの活動状況を取り纏め、会員団体が刊行している機関紙等への掲載にご協力いただき、SCEAの活動及びSマークの周知に努める。

2. Sマーク付電気製品の店頭普及実態調査

Sマーク付電気製品の普及状況を把握し、今後のSマーク広報活動に活用するために、全国電機商業組合連合会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、日本通信販売協会、日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会、家電量販店、(財)日本消費者協会、認証機関などのご協力の下、Sマーク付電気製品の店頭調査を行う。

3. Sマーク認知度調査(消費者アンケート)

「暮らしフェスタ東京2008(東京都消費者月間実行委員会主催)」に出展し、Sマーク(第三者認証制度)の普及促進に係わる消費者アンケート調査を実施する。

4. Sマークの効率的な普及・促進活動

消費者向けアンケート調査結果及びSマーク付電気製品の店頭普及実態調査結果を効果的に活用するために、HP、各種新聞、機関紙等に掲載するように努め、より一層のSマーク普及・促進活動を展開する。

5. 販売店によるSマーク普及・促進活動

Sマーク付電気製品の店頭普及実態調査に協力して頂いているイトーヨーカドー大井町の店舗によるSマーク普及・促進活動を展開する。なお、継続的に他の販売店によるSマーク普及・促進活動を展開する。

6. セミナー関連

平成20年度は認証制度強度事務局主催のセミナーの実施は控えるがMETI、各団体等主催のセミナーの講師派遣依頼等に積極的に対応する。

7. ㊦マークの普及に関する記者懇談会

業界紙を対象に㊦マークの普及に関する懇談会を実施し、㊦マークの普及・促進活動を推進する。

8. ホームページを利用したの広報活動

(1) 平成17年8月に運用開始したホームページを一般消費者が判りやすいように、また、関心を示す記事の掲載を行い、併せて㊦マークの基準の公表等を行い㊦マークの普及促進を図る。

(2) オープンコンテンツの百科辞典であるウィキペディアに㊦マークについての掲載を予定する。

9. 部会開催

例年通り部会活動を3回開催する。

10. 会員団体による㊦マークの普及促進活動について

全国電機商業組合連合会、日本百貨店協会、日本チェーンストア協会、主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、(財)日本消費者協会、(財)家電製品協会、(社)日本電機工業会、(社)電子情報技術産業協会、(社)ビジネス機械・情報システム産業協会、(財)電気安全環境研究所、(財)日本品質保証機構、(株)UL Japan及びテュフ ラインランド ジャパン(株)により次の活動の推進をお願いする。

(1) 会員団体の総会、理事会、研究会、委員会及び各種会合等で、電気製品認証協議会の活動状況並びに㊦マークに関して適宜報告をする。

(2) 会員団体の運営するホームページ等に、各種情報の一部として㊦マークに関する情報を掲載していただくと共に、SCEAのホームページとリンクさせる。

(3) 会員団体の発行する機関誌及び情報誌等に、適宜㊦マーク制度等に関する各種の情報を掲載する。

(4) 会員団体に加盟している販売店等に、㊦マークを推奨するポスター等を配布し、㊦マークの普及広報活動を実施する。

(5) ㊦マーク付き電気製品の店頭普及実態調査に、加盟会員店の推薦並びに調査員の派遣依頼があった場合には、調査員を派遣する。

以上